

事業方針

1 事業名称

令和8年度浪速区小学生の学力向上支援事業

2 事業目的

浪速区内小学校5、6年生の児童を対象に、放課後の学習時間を確保し、少人数制により個々の児童の習熟度に応じた個別学習指導（以下、「少人数制個別学習指導」という。）を行うことで、学習習慣の形成、基礎学力の向上に資することを目的とする。

3 基本条件・実施方針

- (1) 各学年、各児童の習熟度に合わせた教材作りや課外学習内容とし、子どもの習熟に応じた学力向上及び学習習慣の形成に資する実施内容とする。
なお、受講者全員に対する、いわゆる集団授業型による指導ではなく、少人数制個別指導とすること。
- (2) 希望する受講者が非通塾型オンライン学習での受講も選択できるように提案すること。
実施方法については、提案によるものとするが、指導員との双方向のやり取りを含めて、児童が円滑にオンライン学習を進めることができるものとすること。
なお、実施場所におけるWi-Fi等インターネット環境及びオンライン学習に必要な端末等については本市からは提供しない。
非通塾型のオンライン学習については、受講者が次の環境下で利用できること。
【OS】 WindowsOS, MacOS, ChromeOS, iOS, Android
【ブラウザ】 FireFox, GoogleChrome, MicrosoftEdge, Safari
非通塾型のオンラインによる学習指導の受講に必要なパソコンやタブレット端末が準備できない児童や、Wi-Fi等インターネット環境が整わない児童も受講が可能な内容とすること。（実費徴収可）
- (3) 実施にあたっては、「大阪市習い事・塾代助成事業」で交付されているバウチャー（塾代助成カード）でも受講可能とすることにより、受講者の塾代負担の軽減を図るものとする。
- (4) 事業者は、本市から無償で実施場所等の提供を受けることから、開設及び運営経費を抑えることができるため、そのコストダウン分を必ず受講者に還元できるよう、受講料月額10,000円（税込）の範囲内で可能な限りの内容を構築し実施すること。
- (5) 本事業において収集した個人情報やスタディログ（以下、「個人情報等」という。）については、本事業の目的の範囲内で使用すること。目的外の使用は一切認めない。個人情報等の保管については細心の注意を払い、漏えい、滅失、き損、紛失等が生じないよう事業を進めること。
また、アカウント登録等で、個人情報等の漏洩が生じないような仕組みを構築するよう努めること。

4 業務内容

上記の基本条件・実施方針を踏まえ、下記の（1）～（4）に掲げる事業の企画及び運営を行うこと。

(1) 企画

- 小学5、6年生を対象に、本事業の目的を達成するための効果的な学習指導の内容を実施すること。
- ・教科は、国語、算数を基本に提案すること。
 - ・実施場所等は、本事業方針の「7事業実施場所等」を参考とし、事前に本市担当者と調整の上決定すること。
 - ・会場のある施設における行事予定や長期休業等により、実施日（曜日）・時間帯、会場を変更する場合は、本市担当者、事業者、当該施設管理者の三者で協議して決める。

- (2) 事業の実施・運営業務（教材、資料等の作成業務を含む）
- ・上記（1）に基づき、業務実施体制（人材確保、講師の体制、個人情報の取扱い方法等）、計画表(スケジュール等)作成等、目的達成に向けて運営を実施すること。
 - ・受講者が年80回程度受講できるよう、事業を実施すること。
 - ・1回の開講時間は1時間程度とすること。
 - ・受講人数は、各会場概ね20名程度の受講を可能とすること。
(定数の参加者を、本市が確約するものではないので、参加人数に応じた適切な体制を整備すること。)
 - ・受講者が入塾時に「7事業実施場所等の（1）～（7）」の実施場所等から選択できること。
- (3) 受講者募集について
- 受講者募集にあたり、チラシの作成・印刷を行うこと。なお、チラシのデザインや納品先、日程、配付方法等については、事前に本市と協議すること。
- (4) 検証業務
- 課外学習に参加した受講者へのアンケートによるニーズ・傾向等の分析と効果検証を実施すること。アンケートは、事業実施開始時、事業終了頃の2回実施することとし、事前に本市担当者と協議すること。
なお、アンケートについては、アンケート実施毎に集計して報告すること。
- (5) 目標
- 事業終了頃に実施する受講者へのアンケートにおいて、「学校の授業がよくわかる」と回答する児童の割合を、事業実施開始時より増やす目標として事業を実施すること。

5 事業実施期間

協定締結日～令和9年3月31日

6 開校期間

令和8年5月～令和9年3月31日

7 事業実施場所等

(1)～(5)については、実施日（曜日）及び場所、時間帯等を本市担当者、当該施設管理者と調整の上、決定すること。

(1)～(5)の実施場所（教室等）については、当該施設管理者の指定する場所とする。

(1)～(5)の教室等使用時間については、午後2時から午後5時までの間の当該施設管理者の指定する1時間30分（準備・後片付け時間を含む）とする。

- (1) 大阪市立難波元町小学校（大阪市浪速区元町1-5-30）
対象：大阪市立難波元町小学校に在籍する小学5・6年生の児童。
- (2) 大阪市立敷津小学校（大阪市浪速区敷津東3-9-32）
対象：大阪市立敷津小学校に在籍する小学5・6年生の児童。
- (3) 大阪市立大国小学校（大阪市浪速区大国1-9-3）
対象：大阪市立大国小学校に在籍する小学5・6年生の児童。
- (4) 大阪市立浪速小学校（大阪市浪速区日本橋西1-7-6）
対象：大阪市立浪速小学校に在籍する小学5・6年生の児童。
- (5) 大阪市立栄小学校（大阪市浪速区浪速東1-1-61）
対象：大阪市立栄小学校に在籍する小学5・6年生の児童。

(6) 大阪祭典なにわ区民ホール（浪速区民センター）（大阪市浪速区稻荷 2-4-3）

実施日：火曜日・木曜日

実施場所：大阪祭典なにわ区民ホール（浪速区民センター）会議室

実施時間：午後 5 時 30 分から午後 7 時 00 分（準備・後片付け時間を含む）

対象：浪速区内の小学 5・6 年生

(7) 非通塾型オンライン学習

実施日（曜日）及び実施時間帯については提案によるものとするが、児童が受講しやすい日時を設定するよう努めること。

対象：浪速区内の小学 5・6 年生

8 光熱費等の負担

各小学校教室等の使用時間に応じた光熱費を負担すること。なお、大阪祭典なにわ区民ホール（浪速区民センター）については、使用料及び光熱費の負担は発生しない。

9 事業計画及び事業報告

(1) 事業実施にあたっては、事前に本市担当者と協議の上、事業実施計画書を作成すること。

(2) 協定締結後にやむを得ない事情により、当初のスケジュールの中で開校できない日が発生した場合は、大阪市と事業者において適宜協議、調整を行うこととする。

(3) 本事業実施後、年度終了後及び本市が指示した時期に事業及び収支の詳細な内容を明記した事業実施報告書を作成し、提出すること。

10 その他

この事業方針及び募集要項に定めのない事項については、その都度、本市と事業者において適宜協議、調整を行い決定することとする。

11 事業担当

〒556-8501 大阪市浪速区敷津東 1-4-20

大阪市浪速区役所市民協働課（教育・学習支援担当）

担当：高橋・大藤

Tel:06-6647-0743 Fax:06-6633-8270

E-mail:tj0002@city.osaka.lg.jp